

令和元年度第3回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日時 : 令和元年11月19日(火) 10時00分～12時00分

2 場所 : 千葉市役所1階 11会議室

3 出席者 :

(1) 委員

久保桂子委員(会長)、深山博司委員(副会長)、大森康雄委員、上村麻郁委員、岸憲秀委員、木村秀二委員、畠山一雄委員、原紘子委員、原木真名委員、増田和人委員、渡辺淳津子委員

(2) 事務局

【こども未来局】	峯村こども未来局長、佐々木こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	内山課長
【こども未来部健全育成課】	鎌野課長
【こども未来部こども家庭支援課】	宮葉課長
【こども未来部幼保支援課】	鈴木課長、柘見幼児教育・保育政策担当課長
【こども未来部幼保運営課】	秋庭課長、田中保育所指導担当課長、薄田職員担当課長
【保健福祉局健康部健康支援課】	阿部課長

4 議題 :

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の平成30年度進捗状況について
- (2) 次期子ども・子育て支援事業計画の骨子について

5 議事の概要 :

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の平成30年度進捗状況について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (2) 次期子ども・子育て支援事業計画の骨子について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (3) 次回以降の開催日程について事務局より説明があった。

6 会議の経過

○事務局 予定の時刻となりましたので、ただいまから令和元年度第3回千葉市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課の岩崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、委員名

簿、座席表、参考資料といたしまして、右上に参考と書いてある資料でございますが、子ども・子育て支援事業計画の確保方策整備実績と長時間預かり保育の実施園数をお示ししたA4、1枚の資料、千葉市子どもプランの第1章の抜粋及び資料2-4を机上に配付してございます。なお、資料1から資料2-4及び参考資料①から③までにつきましては、事前に送付をさせていただいておりますが、資料2-4に修正がございましたので、恐れ入りますが、資料2-4につきましては机上の資料を御使用いただきますようお願いいたします。また、子どもプランの抜粋につきましては次回も使用いたしますので、机の上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。不足等はございませんでしょうか。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配布いたしました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がございますので、御注意願います。

本日は、過半数以上の委員の方に御出席いただいておりますので、条例の規定によりまして当会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして子ども未来局長の峯村より御挨拶申し上げます。

○峯村子ども未来局長 皆さん、おはようございます。子ども未来局長、峯村でございます。今年度3回目となります千葉市子ども・子育て会議の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、前月は2回ほど開催しました。引き続きの本日の会議の開催に御協力をいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様方にはこれまでの間、当会議におきましてそれぞれのお立場から熱心かつ建設的な御審議をいただきましたこと、この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げます。

さて、先月の当会議におきまして、次期の子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、「量の見込み」及び「確保方策」について御審議をいただいたところでございます。それらを受けまして、本日の会議では、次期子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）を策定いたしましたので、これについて御審議をいただければと存じます。

なお、前回の会議の際に委員よりお話がございましたが、教育・保育等の質の確保・向上の具体策につきましても、本日、資料を御用意してございますので、御審議をお願いしたいと考えております。また、あわせまして本事業計画の平成30年度進捗状況についても御説明をさせていただき、御審議をお願いしたいと考えております。

今回御審議いただく事業計画の骨子でございますが、これにつきましてはこれから来年3月までに策定する次期計画の土台となるものでございます。委員の皆様方におかれましては本日も活発な御審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局 それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。久保会長、よろしくお願いいたします。

○久保会長 皆様、おはようございます。それでは早速、本日の議題に入らせていただき

ます。議題（１）子ども・子育て支援事業計画の平成30年度進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

○**栞見幼児教育・保育政策担当課長** 幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長の栞見でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議題（１）子ども・子育て支援事業計画平成30年度の進捗状況について御説明いたします。資料1をご覧ください。千葉市こどもプラン平成30年度進捗状況の概要でございます。

千葉市こどもプランの第1章に位置づけられております子ども・子育て支援事業計画につきましましては、この子ども・子育て会議で御議論いただきながら策定したのですが、毎年度、点検・評価を行いながら計画を推進していくこととしておりまして、この会議におきまして報告・意見聴取を行うということになっておりますので、今回、議題にさせていただきます。なお、本計画の中間年度に当たる平成29年度に計画の中間見直しを行ったところでございます。

それでは、資料1をご覧くださいと思います、見方でございますが、左から基本施策、主な取組内容、平成30年度の実施状況、実績を記載してございます。本市の子ども・子育て支援事業計画は、千葉市こどもプランの第1章、基本施策1の子ども・子育て支援の部分が該当するということになっておりますが、その他の2から11までの基本施策の部分につきましましては、この会議ではなく、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会におきまして報告・意見聴取することとなっております、先日、11月1日に報告済みとなっております。

主な取組内容をご覧ください。1の教育・保育の提供と、2の地域子ども・子育て支援事業の提供の2項目につきましましては後ほど別紙で御説明いたします。

3の認定こども園の普及促進以下につきましまして、実施状況の新規・拡充事業欄をご覧くださいと思います。9事業をAからDの4段階で評価してございます。評価基準につきましましては表の一番下、欄外の部分をご覧くださいと思います。前倒し実施など計画以上の成果があったものをA評価、おおむね計画どおり実施したものをB評価、遅れなど計画どおり実施できなかったものをC評価、休止・中止など未実施のものをD評価、各年度に事業予定がなく評価対象のないものを「－」としております。

新規・拡充事業9事業のうち6事業がB評価、おおむね計画どおりとなっており、そのほか、計画どおり実施できなかったC評価が1事業、未実施などのD評価が1事業となっております。

一番右の欄には新規・拡充事業以外の取組内容に対する評価といたしまして、AからDの評価ではなく、実施、未実施で評価ということになっておりますが、合計37の取り組みで、全て実施となっております。

それでは、次のページ、別紙1、千葉市こどもプラン新規・拡充事業の進捗状況をご覧ください。ナンバー1から9までが施策1の子ども・子育て支援の基本施策となっておりますが、本日は、このうちC評価及びD評価の事業について御説明します。

それでは、ナンバー7番の障害児保育・特別支援教育に関する協議の場の設置の欄を

ご覧ください。平成27年度に検討会議を設置しまして、平成30年度は継続実施としておりましたが、教育委員会におきまして特別な支援を要する子どもに関わる関係機関のネットワーク構築、相談支援体制を検討するための特別支援連携会議が設置されまして、そちらに参画することとしたことから、設置を中止したため、D評価となっております。

次の8番の休日保育事業をご覧ください。ホームページなどで事業者を募りましたが、実施事業者の応募がなく、目標値の8か所に対しまして現事業者数が7か所にとどまっていることからC評価としております。

以上が、新規・拡充事業の実施状況となっております。

それでは、次のページをご覧くださいと思います。別紙2、教育・保育の提供と書かれた資料をご覧くださいと思います。教育・保育といえますと、認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設と小規模保育事業などの地域型保育事業のことでございますが、その提供にかかわる実施状況でございます。

表の見方でございますが、表の左側と右側に分かれております。左側の計画当初の見込みでございますが、平成26年度から各年度の4月1日の数字を示しております。左から、量の見込みの欄には、計画時に策定しました保育需要、確保方策の欄には、計画最終年度の量の見込みに対応しました保育の受け皿を確保するために必要な各年4月1日の定員数が定められております。

この左側の計画に対しまして、右側に実施状況を記載してございます。30年度の実施状況ですが、平成31年4月1日に向けた整備実施ということになりますので、31年度の欄をご覧くださいと思います。最初の網かけ部分に記載してございますのが4月1日の確保量となっております。その右側の網かけ部分には、確保量の内訳を記載してございます。確保量の内訳でございますが、私立幼稚園の認定こども園への移行として7園、その右、認可外保育施設の認可化としまして保育所3園、小規模保育事業が1園、その右の欄、認定こども園の定員増が5園、家庭的保育事業の定員増が1園、その他保育所新設などによりまして平成30年度は合計1,265人分の整備を実施したということになっております。

なお、実施状況の網かけ部分に、見込みと実績の差という欄がございますが、計画上の目標としておりました確保方策に対しましては、実際の定員は215人分足りていないという結果となっておりますが、実際の保育の利用申込数は上回る定員数が確保できております。

なお、計画上の目標に及ばなかった主な理由としましては、保育士不足や物件の確保が困難であったことなどによりまして、整備事業者を予定どおり確保できなかったことが原因と考えられますことから、賃料が高く、整備が進まない需要の高い地域に対しまして、平成29年度に創設した開園前の賃借料補助制度を30年度から拡充してございまして、このような工夫をしながら整備の方を行っていきたいと考えております。

次に、1枚おめくりいただきたいと思います。別紙3、地域子ども・子育て支援事業の提供でございます。こちらは全部で13事業でございます。

まず初めに、①放課後児童クラブ、こちらは千葉市では子どもルームと呼んでおりま

すが、平成30年度の網かけの部分、実施内容をご覧いただきたいと思います。高学年ルームを35か所開設、社会福祉協議会以外の民間事業者への委託などを実施しており、見込みの欄の一番下、全市の欄に記載のとおり、低学年では、8,877人の見込みに対しまして実績が8,190人、高学年では1,400人の見込みに対しまして1,612人と212人多く受け入れをしております。

この事業計画に基づき整備を進めているところでございますが、待機児童が増加傾向であり、今後も増加が見込まれることから、昨年、平成30年7月に「子どもルーム待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン」を策定しまして、30年度からの3か年で48か所の対策を実施し、1,440人分の受け入れ枠の拡大を目指しているところでございます。

それでは、次の2ページをご覧ください。②の時間外保育、延長保育事業と呼んでおりますが、この事業につきましては、保育所等において通常の利用時間以外の時間に保育を実施するものでございますが、平成30年度の欄、243施設におきまして延べ6万8,205人の利用がございました。こちらは新規開設園におきまして原則として実施するようにお願いしており、計画初年度から量の見込みに対応した事業量を供給することとしているものでございます。このような事業では量の見込み欄と確保方策欄は同じ数値となっております。

それでは、次の3ページをお開きください。③-1の一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育でございます。この事業は、幼稚園や認定こども園が、主に在籍している児童を対象に、通常教育時間外に預かりを行うものでございますが、長時間預かり保育に対する補助や預かり保育に係る教材費に対する補助を実施いたしました。こちらも計画初年度から量の見込みに対応した事業量を供給することとしておりますが、計画策定時の量の見込み、特に定期利用の量の見込みが過大であったということから見込みと実績に大きな乖離が生じているものと考えております。

次の4ページをお開きください。③-2の一時預かり事業、幼稚園以外の一時預かりでございますが、この事業は保育所などにおいて一時的に預かりを行うものでございますが、平成30年度の欄、50施設におきまして不定期利用延べ2万810人、定期利用が延べ3万3,681人の利用がございました。こちらは、保育士不足や事務的な負担を理由に事業継続が困難であるとして休止している園がございまして、量の見込みに対応した事業量を供給するために、休止園を含め、既存の実施園の負担軽減のために、保育士確保と並行しまして、新規実施園を増やす必要があると認識しているところでございます。

次の5ページをご覧いただきたいと思います。④のファミリー・サポート・センターでございます。子育て中の保護者を会員として児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行う方との相互援助活動をコーディネートするものでございますが、30年度は延べ8,072人の利用がございました。直近の2年間で活動件数が減少していることから、子育てを終えた40代の方により届くような周知方法を引き続き検討していくなど、活動減に歯止めをかけるための対策が必要であると考えております。

それでは、次の6ページをご覧ください。⑤の病児保育事業でございます。この事業

は、病気などで保育所などに預けることができない児童について、診療所に併設した施設で一時的に保育等を行うものでございますが、8施設、定員50人で実施し、延べ6,359人の利用がございました。30年度に1施設を整備し、31年4月から9施設、定員56人で実施しております。こちらについては、新設や定員拡大によりまして量の見込みに対応した事業量を提供する必要があるため、引き続き新規開設医院の確保に努めてまいります。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。⑥の地域子育て支援拠点事業でございます。乳幼児や保護者が交流する場を開設しまして、子育てについての相談、情報提供などの支援を行うもので、市内に子育て支援館、子育てリラックス館などがございますが、子どもの減少及び保育施設に通う子どもの増加によりまして、利用者が緩やかに減少しつつある状況がございますので、妊娠期の母親が参加しやすい企画や、父親の利用を促進するためのイベント、環境整備などを実施する必要があると考えております。

次の8ページをお開きください。⑦の利用者支援事業でございますが、本市では子育て支援コンシェルジュと呼んでおりますが、30年度から中央区に1人増員しまして、全市で7人体制としており、教育・保育施設、地域子育て支援事業等の情報提供、必要に応じて相談、助言等を行うとともに、関係機関の連携調整等を実施しているところでございます。

それでは、次の9ページをお開きください。上段のほうは、⑧-1の子育て短期支援事業の短期入所生活援助事業、下段のほうは、⑧-2、夜間養護等事業でございます。それぞれ、上段のほうは、5施設、延べ502人、下段のほうは、4施設、668人の児童等の利用がございましたが、ともに実施施設の受け入れ余力が少なく、見込みよりも受け入れが少なくなっておりまして、制度の見直しを具体的に検討する必要があると考えているところでございます。

それでは、次の10ページをお開きください。⑨の妊婦健康診査でございます。この事業は、妊婦の健康の保持・増進を図るための健康診査を行うものでございますが、引き続き医療機関に委託の上、妊娠中に14回の健康診査を実施しまして、6,697人の対象に、延べ7万8,877回実施しております。

次の11ページをお開きください。⑩の乳児家庭全戸訪問事業でございます。この事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問しまして、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うものですが、5,902人に対して実施をいたしました。課題としましては、夜間訪問を実施し、全数面接を目指しておりますが、外国籍の家庭など、住民票を日本に残したまま海外で生活している方も多く、全数実施は難しい状況にあり、居住実態が把握できない児童に関する調査ともあわせて、全数の状況把握を目指したいと考えております。

12ページをお開きください。⑪-1の養育支援訪問事業でございます。この事業は、養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うものですが、1,501人に対して実施をしたところでございます。

それでは、13ページをお開きください。上段の⑫、実費徴収に係る補足給付を行う事業でございますが、この事業は、保護者の世帯所得などの状況を勘案しまして、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文具等の購入費用や行事参加費などを助成するものですが、37施設において実施したところでございます。

その下、⑬の多様な主体の参入を促進する事業でございますが、この事業は、教育・保育施設等の多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ態勢を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の事業拡大を図るものですが、新規施設36か所への巡回指導を実施したところでございます。

地域子ども・子育て支援事業の実施状況については以上でございます。

なお、事業計画の各取組内容に対する評価につきまして、それ以外の事業、新規・拡充の事業以外につきましては別紙4に整理をしておりますが、今日はお時間の関係もございまして、本日は御説明できませんが、会議後におきましても、御意見等がございましたら事務局のほうにお知らせいただければと存じます。

議題（1）の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○久保会長 御説明ありがとうございました。本日は、子ども・子育て支援事業計画の平成30年度進捗状況についてと、それから、議題（2）の地域子ども・子育て支援事業計画の骨子につきまして審議をいたします。なお、時間の制約もございまして、本日はポイントを絞った審議をしたいと思っております。皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それではまず、ただいま事務局より御説明がございました子ども・子育て支援事業計画の平成30年度進捗状況につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

上村委員、よろしく願いいたします。

○上村委員 子育て短期支援事業のショートステイとトワイライトステイのところなんですけど、施設が受け入れができないという状況はよく理解しているつもりなんですけれども、これはもう受け入れられないということで、あらかじめもう枠がないということなのか、それとも、都度都度申請があつて、お願いをするんだけど、ちょっと今回は無理ですということなのか、どちらなのかということをお伺いさせていただきたいと思っております。

もう1点、現在、児童相談所、一時保護所もいっぱいになっていて、児童養護施設等で一時保護をしているというケースが多分幾つかあると思うんですけども、先ほど、今後制度の見直しを具体的に検討するというふうに御報告がありましたが、具体的にどうか、これからだと思いますけれども、大体どのような方向性をお考えなのか、わかる範囲でお聞かせいただければと思います。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○宮葉課長 こども家庭支援課でございます。

まず、1点目の御質問なんですけれども、利用申請があつた場合、各施設のほうに受け入れ可能かどうかということは確認します。そのときに、施設の職員の配置状況によ

って受け入れが難しいとか、あるいは既に受け入れているお子さんが特別な支援を要するお子さんとかがいらっしゃるといような理由があつて、受け入れられないというよう
場合が多いということを確認しております。

もう1つ、見直しなんですけれども、この事業が、今現在は利用の実績に従つて委託料を支払うという、件数に応じて支払うという形になっておりまして、専任の職員の配置というのがなかなか難しいと施設のほうから伺つておりますので、専任職員の確保につながるような施策等を検討しているところでございます。

以上でございます。

○上村委員 ありがとうございます。

○久保会長 よろしいでしょうか。それでは、そのほかに御質問、御意見ございますでしょうか。畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 別紙1のところですけども、子ども・子育て支援の休日保育のところの評価がCになっているんですけども、理由として休日保育の応募がなかったため、と記載されているんですね。これは、休日保育の事業者が参入することについて、費用の面とか、どういったところに原因があるんでしょうか。

○久保会長 お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

原因としては、一般の保育園が休んでいるときに開かなければいけないということでもかなり負担が大きいことと認識しております。金額的には国の給付費というのがあるんですが、なかなか足りない部分もあるということで、足りないところに関しては市の方で単独でその単価の1.2倍までは補填するというような形ではやっておりますが、やっていただけたところが増えないという状況になっております。

今年度も今のところ新しいところは出てきておらず、今、プランと比較するとマイナス2という形にはなっているんですが、幸いにも、来年度、2か所ほど、まだ見込みなんですけれども、やっていただけたというようなところが出てきておりまして、うまくいけば、1年遅れではあります、プランには追いつく形にはなるというような見込みでございます。

以上です。

○久保会長 よろしいでしょうか。そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。それでは増田委員、お願いいたします。

○増田委員 よろしく申し上げます。別紙2のほうになるんですけども、27年度から新制度が始まりまして、4年間、実績の数字のほうも非常に積み上がってきたと思っております。この中で、2号、3号と、認定こども園への移行、新規の保育所定員等々、いろいろな形で数のほうは増えてきていると思うんですけども、なかなか表に出すのは難しいと思うんですが、せつかくこうやって分類別になっているので、1名を増やすためにかかっているコスト、それぞれの分類別にどこまでをコストとして見るのかというのはなかなか難しいところがあると思うんですけども、実績ということで考えるときに、やはりこの定員増に実際にかかっているコストといったようなものをこういった場

の資料等でも見るができるようになると、どういったところが増やしやすいいもので、どういったところでは苦勞しているのかといったようなものが今後見えてくるのではないかと思いますので、ぜひ御検討のほうをよろしく願いできればと思います。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○栢見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

施設増のコストということで、できるかどうかも含めて、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○久保会長 それでは、御検討いただくということでよろしいでしょうか。そのほか、御質問、御意見等ございますか。では渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 例えば先ほど、ファミリー・サポート・センターとか、あと地域子育て支援拠点事業が緩やかに減少しているというお話があったんですけども、使う側から言うと、病児保育も、トワイライトステイ、ショートステイとか全部そうなんですけれども、働いていて忙しいお母さんが子どもを抱えながらいろんなところでいろんな手続をしなければいけないんです。全部、全然違って、例えば、ファミリー・サポート・センターさんでも、平日に会社を休んで面談をしてとか、病児保育もそうですし、トワイライトステイ、ショートステイでも、お休みしてとりあえずは手続に行かなくてはいけなかったりするんで、そういうのってどうにか統一できたりはしないんでしょうか。何か1つのところできちんと登録をしたら他も使えるようになるというのと、とても安心だと思いますし、さて使おうと急に思ったときに、結局その手続が終わってなくて使えないということがとても多いんだそうです。新米のお母さんたちは、そういう預けなくてはいけなくなるということがまだ体感としてわかっていないので、使えるような器とか、制度が実際にあっても、本当に使えるのかということ、実際は使えないことがすごく多いので、そこまでにいく導入の仕方をもう少し簡単にさせていただけないかなと思います。

○久保会長 では事務局、お願いいたします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

あらゆる子育て支援サービスの手続の簡素化というのは我々も課題だと思っていて、多くの意見をもらっています。制度としては、いろいろ便利なものが増えている中で、手続きの統一ができないとか、そういうものは常に検討をしていきたいと思えます。その半面、各サービスを行っている事業者がそれぞれ違うというようなことがありますし、提供する側とその受ける側とのコーディネートというものも慎重にしなければいけないという面、手続が簡単でもその後事故があったらいけないとか、そういうこともあります。ですが、もちろんそれで使えないとなつては一番良くないので、両面を捉えながら、簡素化とか、そういったことは検討していきたいと思えます。

以上です。

○久保会長 今後御検討いただくということでよろしいでしょうか。それでは、そのほか御質問はございますか。

○畠山委員 別紙3のところ、放課後児童クラブについてですが、平成30年度で低学年

131か所、高学年36か所ということで、5歳までの幼稚園、保育園の待機児童が大変少なくなってきたのはよかったと思うんですけども、今後、民間委託は4か所ということなんですけれども、この辺の公募方法というのはどういった形でされているのでしょうか。

また、将来的にできるだけ民間の事業者も参入したほうがいいと思うんですけども、この辺の今後のやり方とか、子どもも近くの小学校でやったんですけども、今後、社会福祉協議会を中心にこれを運営されていくのか、新規の参入をもっと、全国的に見ると幼稚園なんか随分参入しているところが多いんですけども、この辺はどういうふうにお考えなんですか。

○鎌野課長 健全育成課でございます。

ここに書かれております民間事業者への委託については、社会福祉協議会から、その他の民間事業者への委託についてです。今、質問された内容の中には、民設民営の事業者に対する補助事業も含まれているかと思えます。今後の子どもルームの方向性としては、社会福祉協議会に5年前までは約130ぐらいのルームを運営していただいております。平成27年度からは、順次、4年生、5年生、6年生と、1年おきに預かる学年が増えておりまして、現在、150を超えて社会福祉協議会にお願いをしているところです。社会福祉協議会以外の民間委託は、昨年度は4か所、今年度は10か所始めております。

また、民間事業者の補助事業についても、昨年度4か所、今年度4か所、新たな保育園と社会福祉法人、そのようなところに補助をさせていただいております。

今後の方向性としましては、民間への委託事業について、さらに民設民営の補助事業については、その効果などを検証させていただいた後、次年度以降の検討に入る予定でございます。さらに、次年度の子どもルームの利用申し込み状況や、待機児童の数などを勘案しまして、検討していきたいと考えております。

公募については、民設民営の補助事業についてはホームページ上でお知らせはしておりますが、幼稚園協会と、民間保育園協議会、また、興味のある事業者においてはこちらから伺って事業の概要を説明させていただこうとは思っているところです。ただ、民設民営の補助事業に関しましては、現状のところ、待機児童が多く発生している学校区で開設していただけたところをお願いするというような形ですので、余り広く募集をかけてしまいますと、せっかく興味いただいたにもかかわらず、マッチングが合わなくてお断りするという状況も出ているところでございます。

以上でございます。

○久保会長 ありがとうございます。そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。

原木委員、お願いいたします。

○原木委員 済みません、別紙1の一番上の幼保小連携に関する協議ということについて、ちょっと内容を御説明いただきたいと思えます。

○久保会長 お願いいたします。

○栢見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

幼保小連携に関する協議の場の設置ということなんですけど、こちらは千葉市幼稚園協

会、それから民間保育園協議会に御協力をいただきまして、民間保育園や私立保育園、公立の保育所なども含めて、現場の方にも参加していただいて、幼保小連携・接続検討会議というものをつくりまして、その中で幼保小の連携・接続についていろいろ御検討をいただいた上で、今現在、接続期のカリキュラム、いわゆるアプローチカリキュラム、幼稚園、保育園などで小学校への接続を意識した接続期のカリキュラムでございますが、こちらのカリキュラムの普及などを目指して、千葉大学の協力などもいただきながら、連携支援というような形で実際に取り組みをしていただいて、その事例を幼稚園や保育園、事例発表などを通じて広げていくというような取り組みを今しているというところでございます。

以上でございます。

○**原木委員** 今、ある程度年長さんになるといろいろ支援が、かなりばらばらな取り組みがされている感じがするんですけども、では、それはまだ決まっていないからそれぞれの園の考えで小学校に向けてのカリキュラムが組まれているということでしょうか。

○**久保会長** では、岸委員、お願いいたします。

○**岸委員** 千葉市幼稚園協会の岸でございます。恐らく原木先生の御心配は、特に医療関係といいますか、感染症関係とか予防接種関係とか、あるいは就学児健診の事柄とか、そういったことでの連携を御心配されているというふうに思います。

○**原木委員** あとは、発達障害だから学校に行くことが難しい子とか。

○**岸委員** 発達障害のこととか、大体そういうことだろうなと想像しながら聞いておりました。千葉市の幼保小のこれは、私自身の認識では、恐らく他市あるいは他都道府県よりも非常に早い段階でこの事柄はスタートしたと認識しています。つまり、教育要領、指導要領が変わるに先んじて、もう既に動き出していた事柄で、その件ではかなり千葉大学さんのリーダーシップも強くて、松寄先生なんか、かなり専門的にこれに取り組んでおられる先生がいらっしゃるという部分では、非常によく動いてきたらと思うています。幼保小の関連協議会でも各学校区内にどれだけ幼稚園があり、小学校があり、保育園がありという、小学校は当たり前かな、学校区だから、そういったことを把握しながら受けとめをしているということは事実だと思いますね。

ただ、御心配の事柄については、どうしても、特に発達障害というのは個別の事情が多いものですから、なかなかそれを全体的な視野に引き入れるという部分では足りない部分はあるだろうなと思っていますし、保護者の意識というものと幼保小の意識というものが必ずしも一致しない部分があって、その部分は非常に綿密な連携をしていかなければいけないと思っています。幼稚園協会でも、養護教育センターなどと協力をして、小学校に上がるための、カルテというとおかしな言い方になりますが、個別の資料というものを、指導要録にかえて、心配のあるお子さんにそういったものを上げていくというような事柄の準備をして、もう既に動き出しているんです。ただ、プライバシーの問題があって、なかなかそれが現実にはうまくいっていない部分もあるだろうということは確かだと思います。非常に微妙な部分があるので、私は行政がされていることはあ

る程度評価しているんですが、そういった個別の事情というものがありますものですから、そのあたりを医師会などとも協力をしながら、あるいは養護教育センターなどとも協力をしながら、よい解決方法を導き出していけるような方法を探っていければということをお願いしているところです。

以上です。

○久保会長 では、事務局のほうからお願いします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 今、岸委員のほうからもお話がございましたが、こちらの接続期のカリキュラムというようなことで、それと同時に、幼保と、それから小学校、教育の内容が、幼児教育と小学校教育との違いというようなこともあって、今までも交流そのものといいますか、そうしたものが少なかったというようなところも一つ課題となっております。あるいは、そうした小学校と幼保の交流というようなものをもう少し進めていきたいということが1つございます。

それから、別紙1の7番で、先ほど教育委員会のほうで特別支援連携会議というものが設置されたというようなことでお話しをしましたが、そうした場でも、先ほどお話もあった個別の計画など、なかなかプライバシーであるとか保護者の方の意識ということで難しいところがございますが、そうした場面も幼保と小学校の連携について、今後検討はしていくというような形になるかと思えます。

以上でございます。

○久保会長 畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 今の話に関連するんですけれども、今、岸委員が申し上げたように、幼稚園、保育園と、こういった形で連携の会議だったり研修会議、全国的にも珍しいですよ。

教育要領とか保育指針とか全部同じようになったということで、子ども・子育てのところで、幼稚園と保育園が協力しながらそれぞれのいいところを生かしてやっていくことで、非常にうまく行っているのではないかと思います。

それから、スタートカリキュラムということはよく小学校側からやるんですけれども、アプローチカリキュラムを作成して、その辺のところを小学校と連携してやっていく、これをぜひまた続けてほしいなと思います。

それから、こういうことをやって、小学校と幼稚園との交流がどんどん深まってきて、特に気になる子とか発達障害の子どもについては、プライバシーの問題もありますけれども、小学校の先生に理解して受け入れてもらうような取り組みもかなり進んできているのではないかなと思います。

以上です。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 今いろいろお話ございましたが、いろんな観点もあるかと思いますが、幼保と、それから小学校の連携・接続については、今後も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○久保会長 では、増田委員、お願いします。

○増田委員 済みません、今、障害というか特別支援関係の子どもの話が少し出ましたの

であれなんですけれども、利用調整で受け入れるときに、全てが同じ基準で、こういった特別な配慮が必要な子どもも、普通の子も、同じポイントづけて入園が決まっていくという現状において、実際に中のほうの状況からすると、例えばこの子を受けてあげたいけれども、この子がもし土曜日の保育を希望してきたりとか、延長を希望してきたりすると職員の手が回らないので少し受け入れが難しくなってしまうかもしれないとか、あるいは、1号認定から2号認定に移動があって、そちらのほうに職員配置が必要となったときに、ここで障害のあるお子様を受けてしまって、受けた後、想定範囲内で職員の手が割かれるようなことがあった場合などに、少し中の職員の回しが現実として苦しくなってしまうのではないかと、我々のほうが少し余裕を持って、悪い状態を想定した上で受けられるか受けられないかということを利用調整を受ける段階で考えなければいけない部分というのがややありまして、できれば、受けられる体制であるのであれば、なるべく受けてあげたいといったような部分もありますので、特にこういった特別な支援が必要なお子様の利用調整のあり方だとか、入園の順位づけといったようなところをもう少し、今までの杓子定規的な形だけではなく、もう少し現実的によりよい形が提供できる形、またその地域のほうで将来的に小学校とかも含めた上で継続した体制がとれるような、というものを、最初の利用調整の段階から少しこういった部分については考えていくことを今後検討していただければなと感じるところがありましたので、ちょっとあわせてお話しさせていただきました。

○久保会長 お問い合わせいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

今、御意見いただきましたけれども、医療的ケアが必要である場合はまた別の話になってしまうかもしれませんが、原則としては、障害のあるなしにかかわらず同じ条件でというのが私どもの考えでございます。

ただ、私どもで障害のあるお子さんを預かっていただく場合は、職員の加配をしているんですけれども、年々その加配の職員の確保が難しくなっているというような状況もあると思っております。障害のあるお子さんを十分に職員確保できていない状況でお預かりできるのかとか、この辺の問題がここ数年大きくなってきているというような認識がございます。

今の御指摘いただいたように、障害のある子もない子も基本的には差別なく受け入れるということを原則にしつつ、どういうふうにやっていくのが一番いいのかということを考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○久保会長 それでは渡辺委員、お問い合わせいたします。

○渡辺委員 今聞いていて、ちょっと私の考えを言わせていただくと、特別な支援が必要などという話があったんですけれども、基本、発達障害の子、先ほど言われた医療的な何かが必要である以外の障害を持っている子たちというのは、本当にちょっとの手助けで普通の子と同じように生活ができるわけですし、そういうふうな形であれば、普通の子、一般と同じように入園をして、同じように小学生に上がれる子たちだと私は捉えています。

して、岸委員がおっしゃった、それぞれの対応が本当に違うので、すごく難しいことではあると思うんですが、その子に合ったちょっとの手助けさえ動いていただければ大丈夫でして、今、加配が難しいというのがありましたけれども、先生方が、そのちょっとの手助けがなかなか、まだ若い先生とかで御存じなかったから、加配が必要になるのではないかなと思っていて、先生たちとか、発達障害を知っていただいて、その知識が底上げされれば、そんなに大変だとは思っていないんです。

それがなぜ進まないかなと私もいつもすごく思っているんですけども、それはやっぱり長くその子どもを見てくれるところが今の千葉市にはないからかなと思っていて、連携とか交流と言っていて、ほかの先生方は随分進んでいらっしゃるからおっしゃってくださっていたんですが、実際に障害者の親の集まりでは、もう全く分断されて、交流というのは一切私たちには見えないような形でして、大体、幼稚園のときは療育センターにかかって、それから小学校になると養護教育センターに行くわけですけども、そこでも情報共有がされていないので、わざわざ療育センターから診断書をもってそれを養護教育センターに持って行って相談をしないといけない。また新しく、見てくれた先生、医師まで全部違ってというのも1つですし、幼稚園さんにおいては、来てくださっている、認定してくださっている方がそうやってカルテとかつくっていただいて学校に持っていくこともあると思いますけれども、学校では、新しく始まったスクール・ソーシャル・ワーカーさんですとかスクールカウンセラーさんとか、そういった形に今度は移行するわけですし、親以外、誰も継続して見てもらうことがないことで、その子の特徴というのが、幼稚園の先生も本当に何年もかけてその子の特徴を積み上げて、こういうときにはこうすればいいというのがだんだんわかってくるわけなんですけれども、そういう知識が全く学校に伝わらないので、学校の先生なんかは1年でどんどんかわっていきますから、お母さんによっては、私たちは本当に砂の城を建てているみたいだよ、やっとその先生にわかってもらったと思ったらまた次の1年、また最初からなんだよねというふうな形で苦しんでいる方たちもたくさんいるので、皆さんが考えているほど交流というのは進んでいないなというのが一番感じているところです。

○久保会長 では、岸委員、お願いします。

○岸委員 今の渡辺さんのような御意見が必要なんですよ。まさにそのとおりで、進んでいるというのは、他市、他県に比べて進んでいるということで、全国的に遅れている割には頑張っているという次元だと思います。これは幼稚園協会でも何度も要望していることで、やはり千葉市にこの広さで療育センターが1つしかないということも問題だし、養護教育センターの活動、守備範囲もこの範囲では広過ぎるということは現実だと思うんです。もうちょっと言えば、こども未来局と学事課との連携がどういうふうになっているか、教育委員会との連携がどういうふうになっているかということも含めて、あの小さな会議、幼保小の連携会議が教育委員会とこども未来局が同席する会議だと認識していますけれども、その重要性というものを、発達障害のお子さんを含めた形でどういうふうに関係をとっていけるかということは大きな課題だし、逆に、これに取り組めば、全国的な意味あるモデルになると思います。

これはもちろん幼稚園の意識改革も必要だと思っています。それは幼稚園協会の会長として私も非常に大きな責任を感じているところでありますけれども、これはやはり行政とも一緒に取り組んでいくべき課題だと思っています。今の砂の城を積み上げるという言葉は、非常に重たい言葉だというふうにこの会議は認識していかなければいけないだろうなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

まさに今のようなお話、聞かせていただいて、確かに今、岸委員がおっしゃったように、以前に比べて、幼保と小学校の連携、数年前まで全く分断されたような形、それは障害関係の分野以外でもなかなか連携ができなかったと。これがいろいろな御協力をいただきながら少しずつ進んでいくと。ただ、今お話がございましたとおり、支援が必要なお子さんなどについてのそうした連携というものは当然今後も引き続き課題だと考えておりますので、先ほどの教育委員会で設置している会議、そうした場などでも、当然、教育委員会などとの連携が重要になってまいりますので、そうした中で今後また検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○久保会長 それでは、そのほかよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようですので事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 ありがとうございます。それでは、事務局案のとおりに決定いたします。

続きまして、議題（２）次期子ども・子育て支援事業計画の骨子について御説明をお願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

それでは続きまして、議題（２）次期子ども・子育て支援事業計画の骨子について御説明いたします。資料２－１をご覧くださいと思います。まず、この子ども・子育て会議で御議論いただきます子ども・子育て支援事業計画を含む次期こどもプラン全体の策定について御説明したいと思います。

１番に、次期こどもプラン策定の背景でございますが、すべての子どもと子育て家庭の支援など、体系的・総合的に推進するため、（次期）こどもプランを策定するとしております。

２の現行こどもプランの概要でございますが、計画の位置づけでございます。黒丸で記載しております４つの計画がございます。１つ目に、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、これは策定義務があるものでございますが、小学校就学前の子育て世帯を対象としたものでございまして、これがこちらの子ども・子育て会議で審議をいただく対象の計画となっております。

こどもプランでは、そのほか、以下の黒丸、３つございますが、合計４つの計画を一体的に策定しまして、千葉市新基本計画を上位計画とする個別部門計画となっております。

計画期間は平成27年から平成31年までの5年間となっております。

基本理念は、「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」となっておりまして、計画策定の視点はご覧の4つの視点でございます。

施策体系でございますが、基本理念、計画策定の視点を踏まえまして、妊娠・出産から子どもが成長するまでの段階に応じて必要な支援を推進するための11の基本施策に取り組むこととしております。

このうち基本施策1、子ども・子育て支援、この部分が先ほど申し上げましたこの子ども・子育て会議で審議の対象としております市町村子ども・子育て支援事業計画、こちらのほうが基本施策1、子ども・子育て支援の中に位置づけられているという形になってございます。

基本施策2以下につきましては、先ほどの他の3つの計画などの内容になっておりまして、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会で御審議いただくということにしているところでございます。

この基本施策の施策体系については後ほど別紙で説明をいたします。

次に、3の次期こどもプラン策定の方向性でございますが、今年度末で現行こどもプラン策定から5年を経過するというところで、現行プランの評価や法改正を含めた新たな課題に対応する必要があるということ、一方で、少子化、待機児童、児童虐待、ひきこもり等の子どもを取り巻くさまざまな問題が依然として喫緊の課題であるということ、現行プランからの継続した対応が必要となるということ、また、現行プラン、次期プランを比較しまして、事業の進捗状況、効果を検証する視点から現行プランからの継続性を考慮する必要があると考えております。

したがって、矢印の下ですが、引き続きすべての子どもと子育て家庭等への支援を総合的に推進するため、現行プランをベースに次期プランを策定するというところでございます。

現行プランの枠組みは変えずに、一部修正もしくは拡充もしくは新規事業などを追加して、次期プラン、令和2年度から6年度までの5年間で策定するというところでございます。

4の策定フロー及びスケジュールをご覧いただきたいと思っております。下に記載しております現行プランの進捗状況や統計データの分析、国の指針、法改正、こうしたものに関する資料につきましては、本日、参考資料としまして①から③に、プラン全体の分でございますが、まとめてございますので、こちらについては後ほどお時間があるときにご覧いただければと存じます。

また、それ以外にも、今日、右上に参考と記載した子ども・子育て支援事業計画の確保方策整備実績というA4の1枚の資料を机上に配付させていただいております。これは前回、畠山委員からお話ございましたので、これまでの確保実績、その内容、内訳などについて整理したものでございますので、こちらもお時間のあるときにご覧いただければと思います。

それから、右側に策定のスケジュール、資料2-1ですが、記載してございます。今

月、この会議で次期こどもプラン策定方針（骨子案）をお諮りした後、12月に次期こどもプランの案を御審議いただきたいと考えております。その後、パブリックコメントを経まして、来年3月に次期こどもプランを策定というような形のスケジュールで考えているところでございます。

続きまして、資料2-2をご覧くださいと思います。A4の1枚のペーパーでございます。（仮称）次期こどもプラン第1章（子ども・子育て支援事業計画）の施策体系（案）と主な取組事業（案）でございます。

先ほど、子ども・子育て支援事業計画につきましては、基本施策1に、子ども・子育て支援に位置づけられると申し上げましたが、そのさらに内訳でございます。資料の左側には施策体系としまして、子ども・子育て支援基本施策1の取組内容を記載してございます。右側には主な取組事業を記載してございます。主な取組事業につきましては、上に凡例がございますが、新規事業と拡充事業については太字で表現させていただいております。今日は、修正をする点や新規や拡充、そうした点などについて御説明したいと思っております。

まず、施策体系1-1、教育・保育の提供と、その下、1-2、地域子ども・子育て支援事業の提供でございますが、これについては右側に主な取組事業がございます。それぞれ保育の量の拡充、それから地域子ども・子育て支援事業の量の拡充、これにつきましては前回までで確保方策として量の拡充を御審議いただいたところでございます。

なお、主な取組事業の欄に、【事業一覧に追加】と記載された事業がございますが、こちらは現行計画には載っていないんですが、現行計画のこれまでの期間中に既に実施を始めておまして、今後も継続するものを、改めて次期プランに位置づけるということで【事業一覧に追加】という形で記載させていただいております。

続きまして、施策体系の4つ目の欄、1-4、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続でございますが、こちらは2番目の取組内容、現行計画では幼保小連携に関する協議の場の設置ということで、この連携・接続をするためにまず協議の場を設置するところから始めるというような段階でございましたが、先ほども少しお話ございましたが、幼保小連携・接続の推進ということで、すでに取り組みを始めてございますので、表現のほうを変更、修正させていただいているところでございます。

それからその下、1-5、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保、これは新規で施策体系に入れたものでございますが、これは何かと申しますと、いわゆる無償化に伴いまして創設されました新たな給付制度でございます。いわゆる幼児教育・保育の無償化の給付でございますが、国のほうでこの事業計画に関する指針がございますが、その中で計画に盛り込むべき内容として今回位置づけられているものでございますので、その円滑な実施、給付の方法などについて加えるというものでございます。

それから、裏面のほうをご覧くださいと思います。施策体系1-6、教育・保育等の「質」の確保・向上でございますが、こちらは1-6のほうにございます保育環境の改善等による質の確保、これを今回、施策体系、取組内容の中に加えさせていただきたいと考えております。

主な取組内容は後ほど別紙で、質の確保・向上について説明させていただきたいと思
います。

続きまして、次の1-7、こちらは文言の修正でございまして、障害のある子どもへ
の教育・保育等の提供、こちらが、特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供
ということで、文言の修正でございます。

また、1-7-5、外国につながる子どもへの支援でございますが、こちらも国の指
針で記載が追加されたものとなっております。

同じ欄の右側には、主な取組内容としまして、新規事業として、外国人児童・アレル
ギー児等の対応のための保育補助者の配置、また、拡充としまして、特定教育・保育施
設における医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応、こちらは拡充事業として記
載するというように考えております。

主な修正や新規・拡充については以上でございます。

次の、資料2-3には、今、主な取組事業として記載させていただいた事業の内容の
ほうに記載してございますので、今日はお時間の関係もございまして、説明は省略さ
せていただきますが、後ほどご覧いただければと存じます。

それでは、先ほど別紙において説明するとしておりました教育・保育等の「質」の確
保・向上につきまして、資料2-4のほうで引き続き御説明させていただきたいと思
います。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

資料2-4、A3横の資料をご覧ください。プランの中の質の部分につきまして別紙
で抜き出しております。表としましては、今現在、かなりの事業をやっております、
計画上、現在実施しており、次の計画にも載せるというものを「継続」として
おります。

それから、今実施しているんですが、プラン上、この5年の間に新たに始めたもの
にしましては、「継続」と書いてありますが、プラン上は新規ということで（プラン新規）
とあります。あとは「新規」「拡充」というような記載をしてあります。

頭から簡単に御説明いたしますが、まず1つ目、大きな分類で言いますと、教育・保
育人材の資質の向上の部分でございます。全部で7つありまして、上から4つが今や
っているものになります。簡単に説明しますと、1つ目が公立保育所の研修、それ
から2つ目が民間の保育園、それから幼稚園の研修事業でございます。それ
から3つ目が、これが先ほど別紙1にも出てきましたが、幼稚園、保育園の合同
研修になります。それから4つ目が、新たに指針にも規定されましたが、保
育士等の自己評価の実施になります。5つ目が、これが継続（プラン新規）
ですけれども、今先ほど申し上げました公立、それから民間以外の、特に非
加盟園ですとか、小規模保育事業所あるいは認可外保育施設、こういったところ
こそ一番研修が必要なのではないかというところですが、なかなか人手が足ら
なくて研修に人を出せないというようなところもありまして、今現在も公立保
育所の研修にはこういった人たちをお呼びして、参加できるようにはしてあるん
ですけれども、こういったものを引き続き実施し、より広げていきたいと思
っております。

それから6番目が「新規」でございますが、幼稚園教諭、保育士等の資質向上、離職

防止、人材確保、こういったものを目的としました拠点づくりです。イメージとしましては、そこに行けば、例えば先生方のサークルのようなものがあるって、自己研鑽ができるような場があるですとか、人材確保の面からいけば、求人情報があつたり、あとは、いろいろ悩みを相談できるコーナーみたいなものがあるとか、いずれにしてもそこに情報が集まって、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の方々がそこを拠点としてさまざまな相談活動ができるような場、そういったものをつくっていく、そういったイメージでございます。これはまだまだアイデアのレベルでございまして、これから具体的にこれをつくっていくことを検討していきたいというものでございます。

7番目ですけれども、ほかに幼稚園教諭・保育士を養成していくとして指定を受けた市内の短期大学さん等々と連携した保育人材の質の向上を検討するというので、これは今もサバティカル研修という研修を3短大さんをお願いしてやっているというような事例がございます。

続きまして、大きな2番です。こちらは人材の確保でございます。まず①番目ですけれども、認定こども園に配置する保育教諭を確保するための免許状の併有の促進でございます。それぞれ片方の免許を持っていて、もう片方の免許を取るための補助というものでございます。

それから②番目ですけれども、認可外の認可化に当たっての資格の取得支援でございます。

それから③番目、潜在保育士ですが、これは今まで潜在保育士の再就職支援のための研修事業を行うということでプラン上記載がございましたが、研修に参加をする人を確保することが難しいというようなこともございました。ただ、これから保育従事者を増やしていくため、潜在保育士の方たちにいかに現場に戻ってきていただくかということは大変重要なポイントだと思っておりますので、研修以外の方策というものを含めて検討をしていきたいという趣旨の拡充でございます。

それから④番目ですけれども、これは市内にとどまらず、養成校へ就職のPRを行うものでございます。

それから⑤番目ですけれども、市内の保育園等の就労予定者のお子さんが、保育園に入園するための選考基準を最優先するというものでございます。これも現在やっております。

それから⑥番目ですけれども、子育て支援員制度です。これの活用による人材確保をしていこうというもの、これも継続でございます。

それから⑦番目ですけれども、産休のときの代替補助です。出産によってやめるということがないようにこういったことを行うというものでございます。

それから⑧番目ですけれども、これが継続ですが、プラン上新規というものでございまして、保育士等の宿舍借り上げ、それから給与改善、千葉市の場合は3万円ですけれども、これを継続していこうというものでございます。

それから⑨番目ですけれども、社会福祉協議会を通じまして、就学資金の貸し付けや保育料の一部を貸し付けしたりする、こういったような事業を行っております。これも

継続でございます。

それから⑩番目ですけれども、本市はハローワークと協定を締結しておりまして、例えばですけれども、今ハローワークでは、保育士資格の取得コースを設けていただいており、これも継続していこうということでございます。

⑪番目につきましては再掲でございます。先ほどの拠点づくりと同様です。

⑫番目ですけれども、これも先ほどの⑦と同様、市内短期大学等々との連携でございます。

裏面でございます。大きな分類の3番目ですけれども、認可、指導監督を通じた教育・保育の質の向上でございます。①番目ですけれども、本市の保育園等の認可基準は、1、2歳児の配置基準は国では子ども6人に対して保育士等1人なんですけれども、これを5対1に上乘せしております。これを引き続き継続していくというものでございます。

それから②番目ですけれども、認可に当たっては社会福祉審議会の設置認可部会におきまして外部の有識者により審査をしていただいた上で認可を決定しております。これも引き続き継続していくというものでございます。

それから③番目ですけれども、これは法に決められた監査、それに加えて本市は公立保育所のOBによる巡回指導を実施しております。これも継続していこうというものでございます。

それから大きな分類の4番目ですけれども、運営に関する評価の部分ですが、先ほども出てきましたが、指針にも規定されている自己評価、それと、それに加えて第三者評価、こういったものを継続してやっていこうというものでございます。

大きな分類の5番目ですけれども、これが丸々新たに加えるものでございます。保育環境の改善等による質の向上の部分です。①番目につきましては、これは現在やっていますが、プラン上は新規のものでございまして、こども園、保育園等に対して国の配置基準を超えた、先ほどの1、2歳児の6対1を5対1にするもの以外に加配の職員をつけておりまして、そのための助成事業を継続していくというものでございます。

それから②番目ですけれども、保育所等におけるICT化等ございまして、ICT化、事故防止、無呼吸アラームなどの推進事業でございます。

それから③番目、これが新規事業でございまして、地域によってはかなり目立ってきているところがありますが、外国人児童、保護者、それからアレルギー児などに対応するための保育の補助者の配置について検討していきたいというものでございます。

それから④番目ですけれども、新たにつくるだけではなくて、今あるものの改築、こういったものについて検討をしていくというものでございます。

以上までが未就学児の部分でございます。

○鎌野課長 続いて、放課後児童クラブにおける質の確保・向上でございます。現段階で、子どもルームについては待機児童が多く発生しておりますので、量の確保と同時に進む必要はないと考えているところでございます。①から⑤につきましては、現プランにおいても記載されているもので継続でございます。

①については、計画的な研修の実施でございます。発達障害がある児童への対応とか、

虐待に関することとか、アレルギーの対応等の研修についてです。

②、③については、指導員さん、補助指導員さんの採用のPRでございます。②については、保育士の資格や幼稚園を含めて小中学校等の教諭免許状の保有者に対する退職される方、退職予定の方への積極的なPRでございます。③については、潜在的に主婦の方等をお願いして、補助指導員をお願いできないかというPRをこうして図っていきたいと思っております。

④につきましては、委託している子どもルーム、そして補助をさせていただいている子どもルームに対して、必要に応じて立入検査を行う、訪問をして助言等を行う、質の確保を図っていこうと考えております。

⑤については、先ほどもお話ししましたが、高学年を受け入れて数年たっているんですけども、高学年の発達段階を踏まえた保育の内容について、まだきちんと吟味されていない部分がございますので、それについて継続して検討していきたいと思います。

⑥から⑩に関しては、新たな部分でございます。⑥に関しましては、昨年からはじめているんですけども、保育士、ルーム指導員を父母に持つ児童に対して、入所審査の際にプラス、加点することで優遇させていただいておるところです。これによって保育士さん、ルームの指導員さん不足の対策を図っていきたいと考えております。

⑦として、子どもルーム指導員の処遇改善を行うことで新たな採用を増やしたり、現職員の離職率を減らしたりして、非常に慢性的に指導員さんが不足しておりますので、その確保を図りたいと思います。さらに、指導員確保のため、民間事業者の委託の拡大をあわせて検討します。先ほども、次年度検討という話をさせていただきましたけれども、検討させていただくということでございます。

⑧については、これは補助金を交付させていただいている民間事業者に関しては、現状のところ、待機児童対策の一環としてという話をさせていただきましたが、今後は、それぞれ民間の事業者で工夫していただいて、例えば現状よりも遅くまで預かっていたかどうか、送迎をしていただくとか、あるいは、発達障害等があるお子さんにも丁寧に保育をしていただくとか、そういったニーズへの対応をしていただく事業者にも補助をさせていただくようなことを検討させていただこうかなと、そんなふうには思っています。

⑨に関しましては、入退所管理システム、ルームに入ったときにカードでタッチして、出るときにカードでタッチして、それがメールで保護者のほうに届くと、そういった安心・安全の部分、そういったシステムを、現在も、社会福祉協議会以外で民間委託している事業者は試験的に行っておりますけれども、非常に好評を得ておりますので、そんなことを検討しております。

また、これは本当に命にかかわる部分で、校外ルーム、学校以外に設置している子どもルームが現在37ルームございますけれども、そこにまだAEDが設置されていないということで、これは設置する方向で動いているところです。

⑩としては、高学年を対象とした子どもルームの解消や施設改修などにより、保育環境の向上を図ります。現在、今年度33ルーム、高学年ルームと称するルームがあるんで

すけれども、そのうち21ルームぐらいが図書室をお借りしている状況です。図書室はおやつが食べにくいとか、あとは机、椅子があって、あとは本棚とかがあって、はしごがあったりすると、非常によくないということで、現在、できるところから、学校に余裕教室があるところ、午後使っていない教室がある学校にはお願いをして、そこをシェアするような形でお借りして、床にクッションマットを敷いて、靴を脱いで過ごせるとか、そんな形で環境改善を図っていこうと思っております。

最後、子どもルームを利用する児童に対して学習できる環境を整えるという文言なんですけれども、学習といっても学校で行う教育とは別に、子どもルームは、生活、遊びの場ですから、生活の一環として、例えば宿題だとか、ちょっとした家庭学習ができるような環境、現状も社会福祉協議会に委託しているルームでは宿題の時間等を設けていただいております。それもしっかりと、場所とか、静かな環境で宿題ができるとか、そんなことも確保するようなことを検討しているところです。

以上でございます。

○久保会長 御説明ありがとうございました。ただいま事務局より御説明がございました次期子ども・子育て支援事業計画の骨子について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。木村委員、お願いいたします。

○木村委員 木村でございます。よく説明していただきましてありがとうございました。また、新規のこのプランの中身についていただいたのが、大変現場を考慮していただいたり、過去の進捗状況等々を踏まえた上での新しくされたところが多く見られて、とても現場としては感謝しております。例えば保育士等の質の向上でありますとか、そういったことを考慮した新規事業がされていたり、例えば資料2-4の5の民間認定こども園では、保育園の国基準を超えたところの職員配置が可能となるように助成を行うというのは、このプランを充実をさせていただくというのは、例えば先ほど説明の中にもありましたように、加配とか、本当に現場としてはとても有用な事柄だと思うんですが、これに1つ現場から意見を申し上げさせていただきますと、他市との比較、政令市であるとか、東京とか、市川、船橋、習志野等々の現場を抱える各施設は、例えば我々の千葉市民間保育園協議会の中にも、千葉市にも施設はあるけれども、習志野にもある、船橋にもあるという施設に関して、当然、決算書を見るとわかるんですね。人件費、市町村自治体補助金と、もう明確にわかりますから、そうすると、千葉市は少ないわけですね。そののところをもうちょっと、一挙に埋めるということではできないでしょうから、千葉市は政令市ですので、このプランの一番最初にあるように、子育てしやすい環境をつくるという前提があるんだしたら、そのところを他市町村に負けない水準まで引き上げていただきたいなと思います。

2点目は、これもよくこどもプランに入れていただいたと思うんですけれども、老朽化した保育所や認定こども園の改築を、前プランにはなかったんですけれども、再度入れていただいたというのは、とても現場をわかっていただいて感謝しています。古いところから順次改築をしていただいて、なおかつ、プラス、新たな保育事業を充実させながら、地域に求められる新しい保育所もしくは認定こども園をどんどんつくっていった

ほうが待機児童対策にもなるだろうと思いました。

最後に、このこどもプランのところのいろいろ御説明を聞いていて、先ほど畠山委員からもありましたように、我々幼稚園とか保育園がもし実施すると、これはどういうスタンスであるかという、卒園生が心配なので卒園生を対象にしたいだけなんです。つまり、放課後児童クラブを新たな事業としてやりたいなんて思っていないんですね。つまり、保育所とか幼稚園とか保育園は、例えば小学校の隣にある幼稚園、保育園というのは、卒園後当然そこに行きますから、卒園させたらはいさよならではなくて、少なくとも3年生ぐらいまではやってもいいよというスタンスで、保育の延長線上でやるというスタンスはあります。ここを担当課は、気になるのはやっぱり民間事業者って、これは多分塾の経営者とか一般企業がやるんだろうと思うんですけども、それとは絶対違うということを理解しながら推進をしていただきたいと思っています。

以上です。

○久保会長 それでは事務局、よろしいでしょうか。3点ございますけれども。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

最初の未就学児の部分につきましては、基本的には御意見ということで承りましたので、引き続き努力してまいります。

○久保会長 それでは、1番、2番の人員費補助と改築プランの話はそちらでよろしいでしょうか。

○木村委員 はい。

○久保会長 では、3番目の子どもルームのほうはよろしいでしょうか。お願いいたします。

○鎌野課長 健全育成課です。

子どもルームのほうについても、その点についてはしっかりと理解しているつもりです。やっぱり、お子さんを預ける、その小学校に上がったときにそのまま同じ場所で保育をしていただくと、利用者にとっても、子どもにとっても親御さんにとっても安心感があるのかなと、そんなふうには捉えております。今後、規模感だとか、そこら辺の補助の要件とか、非常にちょっと細かいところがございますので、それがかなうようにちょっと検討をさせていただければと考えております。

○久保会長 原委員、お願いします。

○原委員 済みません、5の保育環境改善等による質の向上の外国人児童やアレルギー児などの対応をするために保育補助者の配置について検討しますということだったんですけども、私の息子が通っている保育園は外国人の児童さんが多くて、この間の保育園の継続申請の書類を書くにも、その外国人のお母さんは字が読めないから、保育園の先生と一緒に机にいてその書き方を教えるということがあったので、まず、その書類自体を外国語の方にも対応できるようにできないのかということと、あとは、外国人児童の保育者は、そのうち小学校にも上がっていくので、学校にも通訳等の補助さんは必要になるのではないかなと、思っているんですけども、どうでしょうか。

○久保会長 お願いします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

今の御指摘も含めて、我々としても、保育補助者の配置で完成ではなく、今おっしゃっていただいたように方策はいろいろあるかと思しますので、それも含めてこれから検討させていただくというところで、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○久保会長 それでは原木委員、お願いします。

○原木委員 済みません、保育環境の改善のところなんですけれども、今、新しい小さな保育園がどんどんできていて、私としては子どもの遊び場が全然ないというのがすごく気になるんですね。つい先日の台湾で、近視を予防するのに週11時間外遊びが大事というのが出ていたんですね。今、私が幾つか嘱託医をしているお庭のないところは絶対11時間も外に出ていません。週11時間もお散歩に行かれないですよ。と考えると、ああいうところがどんどんできちゃうというのはやっぱり育っていく子どもにとってすごくデメリットが多いと思うんですね。ですから、やはり、事業者の小さなところをどんどんこのように認可していくのではなくて、少し市のほうもそういう大きな目で子どもたちの育つ場所というのを考えていただいて、私もきっと無理だと思うんですけども、また市立の公立保育所を増やしていただくとか、大きな事業者で大きなところが出ていくような土地の確保とか、そういうことを考えていかないと、本当に校庭を走ることもできないような、そういう子どもたちも今後出てきてしまうと思うんですね。外遊びの問題だけではなくて、昼寝の問題もそうです。お昼寝ではなく、夜寝ないんですね、外で遊ばないと。大体、お庭のあるところは夕方、お昼寝とご飯を食べた後、外で遊べるんですけども、夕方、お庭のないところでは外遊びはできませんから、そうするとおうちに帰ってからなかなか寝なくて、夜寝るのが10時、11時になるというのが現実です。ので、大きな目で子どもたちの育つ環境を、子どもたちの育つ環境というのは、お母さんたちの就労支援だけでは絶対だめで、お母さんたちが就労をしていくときに、子どもたちが健康で育つ環境を考えなければいけないと思いますね。ですから、そのあたりを本当に考えていただいて、千葉市がすばらしい保育環境をつくっていただけるようにお願いしたいと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

今、これまで待機児童対策ということで、特に保護者の方に利便性が高いところに保育施設をつくらないといけないということで、物件であるとか土地の問題で、なかなかちょっと難しい部分もございますけれども、委員がおっしゃったように、駅前など、例えば今年度も稲毛の駅に近いところ、国有地を活用した整備、それはたまたまそうしたところがあったからできたんですけども、そうしたような整備もしているところでございます。また、園庭がないということで、必ず近くの公園、遊ぶところというようなことは、認可の際、確認しておりますけれども、なかなか制限があつて、非常に課題だとは思っておりますが、今後もしできる限り、今お話のあったような視点といいますか、そういったところは整備においても取り入れることができる点は取り入れさせていた

できたいと考えております。

以上でございます。

○久保会長 よろしくお願いいいたします。では、畠山委員、お願いします。

○畠山委員 1の⑥の「幼稚園教諭・保育士等の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討します。」と。どんなイメージで検討しているのか、ちょっとイメージが湧かないんですけれども。

それからあと、幼稚園も今本当に職員の確保に苦勞しているんですね。今度、新2号、新3号ができる中で、2の⑤の市内保育園等に勤務する保育士等の優先利用なんかでも、これは今度の新2号をやる要件なんか優先利用にしてもいいのではないかなと思うんですが、ぜひ御検討いただきたいです。

それからあと、処遇の面で、木村委員は3万円少ないと言われたんですけども、幼稚園は全くないんですよ。それについて、新2号、新3号で預かり保育を受け入れる園については、3万円の支給が、これは聞くところによると国の金ではなくて、県と市で負担しているものだというので、私たち、県にもそういった要請をしようと思っておりますけれども、これもぜひ御検討いただければと思います。

それからあともう1つ、2のところの保育士等宿舎借上げ支援とか、これは社会福祉協議会に委託している事業ですけれども、保育士等と言わずに、もうきちんと、認定こども園とか、預かり保育を、新2号を受け入れている幼稚園とかという書き方はできないのか、それで私たちの幼稚園の、過去に言われたんですが、先生たちが行くと、社会福祉協議会に言ったんですけども、預かり保育をやっている先生しか対象になりませんみたいな対応をされたということで、これはぜひ預かり保育をやっている園は、例えば5年のうちにずっと預かり保育をやらせてくれているのではないと思うので、預かり保育をやっている幼稚園もぜひ適用していただきたいというのと、保育士等々と書かずに、具体的に書いてもらったほうがわかりやすいかと思います。学生もわからないし、養成校の教員に聞いても、長くやっている人はわかるだろうけれども、直近で来た人なんか聞いてもよくわからない。恐らく社会福祉協議会というのは、本来、市でやる話を全部いろんな需要があって社会福祉協議会に、お金は全部市で出ているのではないかと思いますけれども、委託している業務だと思うので、この辺について明確に、ここに書いてあるように、委託している事業についてはぜひやっていただきたいと思います。本当に、幼稚園なんかでは新2号をやりたくても、職員の採用ができなくてそれができないとか、それから採用できなくて学級数を減らしているところもありますから、ぜひ、同じ子育て支援をしている仲間、幼稚園、保育所、認定こども園、その辺のところも同じようなスタンスでやっていただきたいと思います。

それと先ほど岸委員からも言った、気になる子とか障害のある子、これについて我々が一番困るのは、保護者も一緒になってある程度その辺のところを認めて一緒になってやろうというのはできるだけ受け入れしようと思っているんです。なかなか保護者がそれを認めたがらない、うちの子どもに限って違いますと。けども、園の現場ではなかなか難しいところがあるから、やっぱり自分のところで職員を採用して、その子につい

と一緒に保育をしているというのが多々あるので、例えば自分のところの嘱託医がある程度認めたら、それについては加配配置が認められるような制度ができないのかなと思います。

以上です。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

まず、1点目、1の⑥番目、拠点づくりですけれども、これはこれから検討するところ、イメージというのもまだ曖昧な部分はあるんですけれども、1つ例になるのが、千葉県で千葉駅のヨドバシカメラのところに保育士のセンターをつくっているんですが、ただ、今そこは保育士の確保のほう、就職のほうを中心にやっているところが多くて、私どもとしては、それ以上に、保育士、幼稚園教諭の横のつながりのような、例えばサークル活動の拠点であり、そこに行くといくつかのグループがあるようなイメージですとか、あとは相談者がいて、個々人の保育者が悩んだり、わからないなど思ったときに、園を離れて相談に行けるとか、あとは研修事業等々、それは自主的な研修も自発的に生まれてくればいいなど、いろいろ夢は膨らむといたしますか、いろんな発展の仕方はあるかと思うんですけれども、こういったところをこれから検討して形にできていったらいいなと考えております。

それから、優先入所のところの新2号のお話ですとか、処遇改善のお話につきましては、済みません、この場では検討させていただくということにとどめさせていただきます。

それからあと、記載の話ですけれども、よくわからないというところで、これは、済みません、今までのプラン上の書き方と、今回新しくしたところでちょっと表記が揺れているところもあつたりしますので、改めて全体的に表記については見直させていただきますと思います。

以上でございます。

○田中保育所指導担当課長 幼保運営課でございます。

要配慮のお子さんに対して、保護者がなかなか受け入れてくださらないというお話なんですけれども、現在、巡回の職員が回るときにそういうお声がけをいただいでいて、様子を把握させていただいております。その場合に、やはり加配が必要であるというような場合には加配のほうの申請を、保護者の了解がない状態でもさせていただくようになっていきます。ただ、その場合、先ほど先生がおっしゃったように、嘱託医の御助言とか、あとはもう少し小さい場合ですと、3歳児健診などで保健師さんなどの御意見も伺っておいただけると、より一層対応がしやすいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○久保会長 では上村委員、お願いいたします。

○上村委員 どの立場から話をしているのか悩みながら伺っていたんですけれども、まず、ちょっと養成校の教員の立場からすると、サバティカル研修の今年度の人の集まりが悪かったと思います。私、たまたま担当を離れていますので、ほかの教員に聞くと、サバ

ティカルがだめということではもちろんないんです、方向性としてはいいと思うんですけども、サバティカルがあって、キャリアアップ研修があって、それから潜在保育士研修があって、それで各市からの委託研修があって、公開保育があつたと、すごく活躍の場を提供していただいているんですが、やっぱり養成校だから必ず保育プロパーがいるとは限らなくて、同じ先生にだけ負担がかかってしまいます。保育の質を問うといったときに、質って何なのだろうというところがもう少し話がされないといけないのかなと思っています。例えば先ほど渡辺委員がおっしゃっていた新園児さんたちへの対応についても、多分若い保育士のほうがよく勉強していると思います。科目にも障害児保育がきちんと出ていて、半期でやる授業が多い中、障害児保育は通年でやっていますので、いろんな事例を使いながら学びをしていますし、やっぱり経験の長い方のほうがこうであろうというような現場もないわけではないと思いますので、実態がどうなっているのかなということを見ながら、何をもって質の向上とか質の確保と言うのかということ、千葉市がどう考えるかなと思っています。

保育園、幼稚園の現場のほうでなかなか就職につながらないというのは、やっぱりパイの数の問題だと思うので、結局、加配であつたりとか、潜在保育士もそうなんだと思うんですけども、人員を増やすということは人をとらなければいけない。でも、保育士で働きたいと思っている人の数はやっぱりそこまでいない。それは給与の問題だけではないなというのをやっぱり感じているので、千葉市としてそこをどうするのか、質ってそういうところかなと思って伺っていました。

もう1点が、プランを考えるときに、やっぱり全ての子どもたちが健全に育っていくということはどう考えるか、さまざまなニーズを横断的に抱えている家庭とかそういうお子さんというところがどこに当てはまるんだろうという。例えば3人、4人兄弟がいて、1人は特に課題もなく育っているんだけど、ほかの子たちは課題があるとか、そういう子どもたちが、先ほどどこに行ったらいいのか、というのを感しました。

プランはプランでこのようになっていくのだと思うんですけども、これを実際の運営というところに落とし込んでいくときに、もう一工夫していただけると、プランがより生きていくものになるのかなと思います。よろしく願いいたします。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

1つ目ですけれども、おっしゃるように、今回のプランでも、量を増やします。量を全国的に徹底的に増やしている中で質の向上が追いついていかないというのが浮き彫りになっているのが現状だと思うんですけども、大変難しい問題で、私どももどうしていくかというところで、今回のプランとしては、例えばですけども、1の⑦にあるように、短期大学を初めとした養成校さん等と連携して、向上策をさらに検討をさせていただきます。このプランで終わりというのではなく、より具体の策を継続して考えていく必要があると思っております。

以上でございます。

○木村委員 上村委員の追加といたしますか、サバティカル研修について御意見をいただい

たので、実態としては、いい研修になっていくんだけど、例えば実施するための費用、それをきちんと事業の中に入れていただいて、事務費用といえますか、どこか1つの短大に負担がかかってしまうというのではなくて、例えば協議会でも、幼稚園協会さんでもどこでもいいんですけども、実施するには必ずお金がかかるわけで、人件費がかかるわけで、それをきちんと研修の中に組み込んで、トータル的にその研修が永続的にいくような配慮をしながら、サバティカル研修であれ、いろんな研修も見てください。研修の中身を講師料と云々だけで研修が成立しているわけではないということ、現場としてはお願いをして、できるだけ研修は継続的にいくように配慮をしていただきたいというのが補足説明です。

以上です。

○久保会長 では事務局のほう、よろしくお願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

今の研修の話も3短大さん等々とはお話をさせていただいておりますので、引き続きうまくいくようにやってまいりたいと思います。

以上です。

○久保会長 そのほか御意見、御質問ございますか。では、大森委員、よろしくお願いいたします。

○大森委員 この保育の質について、たくさんやっただいておられる事業を列記をさせていただいておりますが、1番の教育・保育人材の資質の向上の中の②番に、保育団体に研修を実施している場合の補助の項目がありますが、私たちの千葉市保育協議会にも研修の費用を補助していただいておりますので、こちらの②番に該当するのかなと思います。

また、千葉市保育協議会の研修では、非加盟園や認可外の施設も受講できるようになっておりますので、この⑤番にも該当するのかなと思います。

それから、今回初めてこの質の確保の具体策がこのように出てきましたが、先ほど上村委員もおっしゃったように、質と一言で言っても、とても漠然としていてわかりにくいので、保育室や園庭の面積とか、保育士の人数など、認可基準によるものから、現場で実際にやっている保育内容や、それから保育士1人1人の資質など、多岐にわたるんですが、新制度が平成27年に始まったときに、この保育の質のガイドラインを定めた自治体が幾つかあったんですね。なので、その自治体では、保育の質はこう考えるというものが書いてありますし、そのガイドラインに基づいた質の確保方策をつくっておりますので、今回、このように今現在やっている確保方策を出していただきましたが、量の確保方策と同じように、箇所数とか回数とか人数とか金額など、数値であらわせるものはできればあらわしていただいて、何年かけてこうやっていくんだというふうな計画にしていきたいと思います。

以上です。

○久保会長 それでは、お願いいたします。

○秋庭課長 まず1点目のほう、千葉市保育協議会さんの分の研修委託の記載漏れにつき

ましては、大変申し訳ございませんでした。修正いたします。

それから2点目のほうなんですけれども、数値化につきましても、できる部分とできない部分があるかもしれませんが、次回に向けて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○久保会長 そのほかよろしいでしょうか。

○増田委員 済みません、お時間のないところを。原委員、原木委員の内容に少し関連するところなんですけれども、5番の③の部分のところ、外国人児童、アレルギー児というところが同じ枠の中に入っているというところが、ちょっと共用はないだろうと思ったんですけれども、今、子どもに対してだけではなくて、保育園以外の部分も含めて、いろんなものが積み上がっていると思うんですね。今回これ、たまたま一緒になっているのはいいと思ったんですけれども、加配とか配置とかって、基本的にはこれについて何人で1人というのが全部固定化されてしまっているのを、ちょっとここで併記があったように、あわせわざではないですけれども、こういった外国人の部分だとか、アレルギーの部分だとか、先ほどあった特別な支援が必要な子どもだとか、そういったものを全部個別にただカウントするというだけではなくて、実際に現場のほうに少し余裕を持って事前に職員を採用しておいても大丈夫だといったような、ちょっと大きなくりの中でそれを見るような形があると少し運用しやすくなるのかなという部分と、あとはやはり人数が少ないほうが単価のほうが高くなるという現実がある中で、先ほど言った園庭の環境だとか定員数だとか、もちろん数を増やしたりだとか時間を長くすると、経営的には経営効率が悪くなるというような現実がありますので、もしも環境等を考えるのであれば、今までの小規模のところのほうが1人当たりの単価が高いというのも、今後は逆の考え方といったようなものを同時に加えることによって、経営側が自然によりよいものを選んでいきやすいような土台を検討していただけるとおもしろいなと感じましたので、またよろしく願いいたします。

○久保会長 それでは事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 1点目のほう、園のほうで1つのパッケージの中から補助メニューを自由に選べるようにという、そんなイメージで捉えましたけれども、今は1つ1つ、この目的でこの人を加配すると幾らと決まっているところがありますので、御提案も含めて、より皆さんに使いやすい補助金のあり方について検討させていただきたいと思います。

それから、単価の話ですけれども、これにつきましても基本的には国の給付費の単価を使っているというところがございますので、もし変えれば、市単独の経費を用意してということにはなりますので、現実的には非常に難しいかなというような印象はございます。

○増田委員 全体として逆転するという形ではなくて、数が多いことによる経営的なメリットに当たる部分、あるいは時間を長く受け入れる態勢をつくったことによる経営的なメリットの部分、現状だと単価だとかを考えた場合に、効率で考えると悪くなる一方という部分がややありますので、その逆の部分というものを示していただくことによって変わってくる部分があるのかなということで、全部の単価の比率をとという話ではなくて

ということでお話しさせていただきました。

○久保会長 それでは、そのように御検討いただければと思います。

時間になってしまいました。まだまだ皆様もいろいろ御意見があるかと思います。また次回に向けてこの資料でいろいろお気づきになった点、いろいろなことがあると思いますので、皆様、事務局のほうに御意見を寄せていただきたいと思います。

ひとまずここで事務局案によりまして決定していきたいと思っております。決定することによってよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 ありがとうございます。

続きまして、次第の3、その他ですが、事務局から連絡等ございますでしょうか。

○内山課長 次回以降の開催予定でございますが、今回は、年末の大変お忙しい中、恐縮でございますが、12月27日の金曜日に予定しております。そして、会議といたしましては年度内、来年3月を含めて計2回開催を予定しているところでございます。大変お忙しい中、誠に恐れ入りますが、御理解、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

来年3月の開催につきましては、日程はまた後ほど調整させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○久保会長 よろしいでしょうか。御質問、御意見等よろしいですね。

予定していた議題は以上でございます。委員の皆様のおかげをもちまして大変活発な議論ができました。どうもありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局 それでは、以上をもちまして令和元年度第3回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。